

東大和市特定教育・保育施設等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、東大和市（以下「市」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 指導及び監査の対象は次に掲げる特定教育・保育施設等とする。

- (1) 認定子ども園
- (2) 幼稚園
- (3) 保育所
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 小規模保育事業
- (6) 居宅訪問型保育事業
- (7) 事業所内保育事業

(指導及び監査の方針)

第4条 指導等は特定教育・保育施設等に対し、市が定める「東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（以下「確認基準」という。）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等に定める、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図ることを方針とする。

2 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又

は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに本要綱第8条「監査への変更」に基づき監査に移行した場合において、事実関係を適切に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

（指導の形態）

第5条 指導の形態は次に掲げるとおりとする。

（1）集団指導

指導の対象となる特定教育・保育施設等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（2）実地指導

特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、確認基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

（指導の選定基準）

第6条 指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（1）集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

（2）実地指導

全ての特定教育・保育施設等を対象に、次のとおり定期的かつ計画的に行う。

ア 特定教育・保育施設等の確認基準等の遵守状況、集団指導の状況、東京都（以下「都」という。）が行う認可等の事務の状況等を勘案して決定する。

イ 実施指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。

ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に実施する。

（指導の方法等）

第7条 指導の方法等は、次のとおりとする。

（1）集団指導

ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指

導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

イ 指導方法

指導方法は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改革の内容及び過去の指導事例等について講習等の方法により行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導を欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

イ 指導方法

実地指導は、市が別に定める指導に係る基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

ウ 指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

市は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、原則として指導結果通知発送後30日以内とする。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

- (1) 著しい確認基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合。

(監査の選定基準)

第9条 監査は、次に掲げる情報等から違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等による情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が

疑われる蓋然性がある場合に限る。)

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報
(監査の方法等)

第10条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 報告等

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を行う。

(2) 監査結果の通知

監査の結果、法に定める行政上の措置には至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(3) 改善報告書の提出

市は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(行政上の措置)

第11条 違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて認可等の事務を行う都と連携を図りながら、次のとおり、法第39条及び第51条(勧告、命令等)、法第40条及び第52条(確認の取消し等)の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。当該特定教育・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告にかかる措置を

採らなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

なお、命令を行った場合には、その旨を公示するとともに、遅延なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の設置者等の認可等を行った都知事に通知しなければならない。当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

なお、確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設等の設置者等の名称等を都知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（聴聞・弁明の機会の付与）

第12条 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は、弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（不正利得の徴収）

第13条 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（以下「返還金」という。）として徴収を行う。

2 前条に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

（重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点）

第14条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認する。

2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

(都への通知)

第15条 市は、都に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

2 市は、都に対して、監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要について情報提供を行う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な様式その他の事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。